

別冊

平成24年版 成果レポート(案)

～成果の検証と改善に向けた取組～

平成24年6月

<<健康福祉部分抜粋>>

平成24年版 成果レポート

【目次】

(1) 施策数値目標等一覧および改善・注力一口コメント

- 平成24年度施策数値目標等一覧 1
- 改善・注力一口コメント 4

(2) 施策評価表

- 施策113 食の安全・安心の確保 6
- 施策114 感染症の予防と体制の整備 10
- 施策121 医師確保と医療体制の整備 14
- 施策122 がん対策の推進 20
- 施策123 こころと身体健康対策の推進 24
- 施策134 薬物乱用防止等と医薬品の安全確保 28
- 施策141 介護基盤整備などの高齢者福祉の充実 32
- 施策142 障がい者の自立と共生 36
- 施策143 支え合いの福祉社会づくり 42
- 施策231 子どもの育ちを支える家庭・地域づくり 48
- 施策232 子育て支援策の推進 52
- 施策233 児童虐待の防止と社会的養護の推進 56

- (参考) 用語説明 61

● 政策体系一覧及び目次（健康福祉部が主担当でない施策は網掛け）

Ⅰ 「守る」 命と暮らしの安全・安心を 実感できるために	政策	施策	頁	
	1 危機管理 ～災害等の危機から命と暮らしを守る社会～	111	防災・減災対策の推進	
		112	治山・治水・海岸保全の推進	
		113	食の安全・安心の確保	6
		114	感染症の予防と体制の整備	10
	2 命を守る ～健康な暮らしと安心できる医療体制～	121	医師確保と医療体制の整備	14
122		がん対策の推進	20	
123		こころと身体健康対策の推進	24	
3 暮らしを守る ～誰もが安全で安心して暮らせる地域社会～	131	犯罪に強いまちづくり		
	132	交通安全のまちづくり		
	133	消費生活の安全の確保		
	134	薬物乱用防止等と医薬品の安全確保	28	
4 共生の福祉社会 ～地域の中で誰もが共に支え合う社会～	141	介護基盤整備などの高齢者福祉の充実	32	
	142	障がい者の自立と共生	36	
	143	支え合いの福祉社会づくり	42	
5 環境を守る持続可能な社会 ～自然を大切にし、環境への負荷が少ない社会～	151	地球温暖化対策の推進		
	152	廃棄物総合対策の推進		
	153	自然環境の保全と活用		
	154	大気・水環境の保全		

Ⅱ 「創る」 人と地域の夢や希望を 実感できるために	政策	施策	頁	
	1 人権の尊重と多様性を認め合う社会 ～一人ひとりが尊重され、誰もが参画できる社会～	211	人権が尊重される社会づくり	
		212	男女共同参画の社会づくり	
		213	多文化共生社会づくり	
		214	NPOの参画による「協創」の社会づくり	
	2 教育の充実 ～一人ひとりの個性と能力を育む教育～	221	学力の向上	
		222	地域に開かれた学校づくり	
		223	特別支援教育の充実	
		224	学校における防災教育・防災対策の推進	
	3 子どもの育ちと子育て ～子どもが豊かに育つことができる社会～	231	子どもの育ちを支える家庭・地域づくり	48
		232	子育て支援策の推進	52
		233	児童虐待の防止と社会的養護の推進	56
	4 スポーツの推進 ～夢と感動を育む社会～	241	学校スポーツと地域スポーツの推進	
		242	競技スポーツの推進	
	5 地域との連携 ～誰もが魅力を感じ、活力のある地域～	251	南部地域の活性化	
		252	東紀州地域の活性化	
		253	「美し国おこし・三重」の新たな推進	
		254	農山漁村の振興	
		255	市町との連携による地域活性化	
	6 文化と学び ～地域の誇りと心の豊かさを育む社会～	261	文化の振興	
		262	生涯学習の振興	

Ⅲ 「拓く」→強みを生かした経済の躍動を実感できるために	政策	施策		頁
	1 農林水産業 ～食や暮らしと地域経済を支える農林水産業～	311	農林水産業のイノベーションの促進	
	312	農業の振興		
	313	林業の振興と森林づくり		
	314	水産業の振興		
2 強じて多様な産業 ～地域に活力と雇用を生み出す産業構造への転換～	321	三重の強みを生かした事業環境の整備と企業誘致の推進		
	322	ものづくり三重の推進		
	323	地域の価値と魅力を生かした産業の振興		
	324	中小企業の技術力向上支援と科学技術の振興		
	325	新しいエネルギー社会の構築		
3 雇用の確保 ～誰もが働ける社会～	331	雇用への支援と職業能力開発		
	332	働き続けることができる環境づくり		
4 世界に開かれた三重 ～観光産業の振興と国際戦略の展開～	341	三重県営業本部の展開		
	342	観光産業の振興		
	343	国際戦略の推進		
5 安心と活力を生み出す基盤 ～県民の生活や経済活動を支える基盤の整備～	351	道路網・港湾整備の推進		
	352	公共交通網の整備		
	353	快適な住まいまちづくり		
	354	水資源の確保と土地の計画的な利用		

「成果レポート」とは・・・

県では、長期戦略である「みえ県民力ビジョン」や中期戦略「みえ県民力ビジョン・行動計画」などに基づき、前年度の県政の取組について評価を行い、その結果を翌年度における取組の改善へ生かすこととしています。

「成果レポート」は、毎年度の評価によって明らかになった成果や課題、翌年度の改善方向などを取りまとめ、県民の皆さんにわかりやすくお伝えするための年次報告書です。

「平成 24 年版成果レポート」の特徴・・・

平成 24 年版成果レポートでは、平成 23 年度の県の取組について、平成 24 年 4 月からスタートした「みえ県民力ビジョン・行動計画」の政策体系における〈施策〉や、〈行政運営の取組〉ごとに、得られた成果と課題を検証し、今年度の改善のポイント及び特に注力する取組を中心に、平成 24 年度の取組方向を明らかにしています。

○成果の検証と改善の方向

平成 23 年度の県政は、平成 23 年 4 月に就任した鈴木知事のもと、同年 6 月に策定した「平成 23 年度県政運営の考え方」に基づき推進しました。

平成 24 年版成果レポートでは、その考え方をふまえて、取組の成果や残された課題を検証しています。

なお、本年度の「成果レポート」は、「平成 23 年度県政運営の考え方」に数値目標の設定がないことなどから、「みえ県民力ビジョン・行動計画」でめざす姿をふまえて取組の成果と課題を検証し、平成 24 年度の改善・注力の方向や平成 24 年度末にめざす目標値などを記述しています。

※ なお、「成果レポート」は、地方自治法第 233 条第 5 項に定める「主要な施策の成果を説明する書類」（主要な施策の成果に関する報告書）としても取りまとめるものです。

【参考】

地方自治法第 233 条第 5 項

普通地方公共団体の長は、(中略)当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類(中略)を併せて提出しなければならない。

※ 本文中、「*」が付いている語句は、巻末の用語説明で説明を掲載しています。

平成24年度 施策数値目標等一覧

[健康福祉部 主担当12取組分]

施策番号・施策名称

区分	目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値		
113 食品の安全・安心の確保 (健康福祉部 健康・安全分野)					
県民指標	食品検査における適合率	100%	100%		
活動指標	自主衛生管理(HACCP手法)導入取組施設数	152施設	157施設		
	高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病のまん延防止率	100%	100%		
114 感染症の予防と体制の整備 (健康福祉部 健康・安全分野)					
県民指標	感染症の集団発生事例数	0件	0件		
活動指標	感染症情報システムを活用している施設の割合	86.7%	100%		
	感染症情報化コーディネーター数(累計)	81人	130人		
	HIV抗体検査件数	796件	1,025件		
121 医師確保と医療体制の整備 (健康福祉部医療対策局)					
県民指標	人口10万人あたりの病院勤務医指数	118.6人 (22年度)	120.0人 (23年度)		
活動指標	県内の病院で後期臨床研修を受ける医師数	167人	180人		
	県内看護師養成施設卒業者の県内就業者数	574人	644人		
	救急医療情報システムに参加する時間外診療可能医療機関数	568機関	593機関		
	医療相談件数	755件	761件		
	県立病院患者満足度	73.9%	80.0%		
	市町が運営する国民健康保険の財政健全化率	24.1% (22年度)	37.9% (23年度)		
122 がん対策の推進 (健康福祉部医療対策局)					
県民指標	75歳未満の人口10万人あたりのがんによる死亡者数(年齢調整後)	77.4人 (22年)	74.5人 (23年)		
活動指標	がん検診受診率(乳がん、子宮頸がん、大腸がん)	乳がん	21.8%	乳がん	25.1%
		子宮頸がん	27.2%	子宮頸がん	29.2%
		大腸がん	20.5% (22年度)	大腸がん	24.2% (23年度)
		がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修修了者数	557人	681人	
123 こころと身体 の健康対策の推進 (健康福祉部医療対策局)					
県民指標	健康寿命	男77.1歳 女80.4歳 (22年)	男77.4歳 女80.7歳 (23年)		
活動指標	8020運動推進員数	222人	249人		
	自殺対策に係るネットワーク組織を設置している地域数	6地域	7地域		
	特定健康診査受診率	39.2% (22年度)	43.2% (23年度)		

施策番号・施策名称				
区分	目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	
134 薬物乱用防止等と医薬品の安全確保		(健康福祉部 健康・安全分野)		
県民指標	薬物乱用防止講習会の参加者数(累計)	204,790人	245,200人	
活動指標	薬物乱用防止事業の協力者数	2,933人	2,981人	
	医薬品等の検査件数に対する不適合医薬品等の割合	0%	0%	
	生活衛生営業施設における健康被害発生件数	0件	0件	
	犬・猫の引取り数	3,373頭	3,351頭	
141 介護基盤整備などの高齢者福祉の充実		(健康福祉部 福祉政策分野)		
県民指標	介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数	2,123人	1,572人	
活動指標	主任ケアマネジャー登録数	566人	636人	
	特別養護老人ホーム(広域型)および介護老人保健施設整備定員数(累計)	13,477床	14,227床	
	認知症サポーター数(累計)	49,385人 (22年度)	63,000人 (23年度)	
	地域貢献活動等に関する研修会に参加する高齢者数	678人	741人	
142 障がい者の自立と共生		(健康福祉部 福祉政策分野)		
県民指標	グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数(累計)	1,122人	1,203人	
活動指標	障がい者の日中活動を支援する事業の利用者数	4,622人	4,838人	
	雇用契約に基づく就労へ移行した障がい者数	75人	80人	
	総合相談支援センターへの登録者数	5,299人	5,520人	
	社会的入院から地域移行した精神障がい者数(累計)	372人	410人	
	県障がい者スポーツ大会参加者数	1,303人	1,450人	
143 高齢者保健福祉の推進		(健康福祉部 福祉政策分野)		
県民指標	福祉サービス利用援助を活用する人数	1,026人	1,150人	
活動指標	民生委員・児童委員活動件数	519,755件	530,000件	
	介護関係職の求人充足率	25.6%	29.2%	
	適正な運営を行っている社会福祉法人の割合	78.6%	79.0%	
	さまざまな主体の連携によるユニバーサルデザインの取組実施数	22件	45件	
	生活困窮者等の就労・増収達成率	41.9% (22年度)	50.0% (23年度)	
	戦傷病者等の支援事業への参加者数	1,122人	1,145人	
231 子どもの育ちを支える家庭・地域づくり		(健康福祉部子ども・家庭局)		
県民指標	「三重県子ども条例」の認知度	35.0%	50.0%	
活動指標	キッズ・モニター活用事業数	7事業	8事業	
	「みえ次世代育成応援ネットワーク」会員数(累計)	1,048会員	1,155会員	
	子どもの利用の多い店舗のうち青少年健全育成協力店の割合	90.0%	92.5%	

施策番号・施策名称			
区分	目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値
232 子育て支援策の推進		(健康福祉部子ども・家庭局)	
県民指標	低年齢児(0～2歳)保育所利用児童数	11,962人	12,200人
活動指標	病児・病後児保育所の実施地域数(広域利用含む)	15地域	16地域
	三重県不妊専門相談センターへの相談件数	193件	200件
	ひとり親家庭情報交換会参加者数(累計)	36人	100人
233 児童虐待の防止と社会的養護の推進		(健康福祉部子ども・家庭局)	
県民指標	児童虐待通告に対する48時間以内の安全確認の実施率	100.0%	100.0%
活動指標	市町の児童相談対応力向上のために共に取り組んだ件数	—	29件
	思春期ピアサポーター養成者数(累計)	—	30人
	要保護児童に対する家庭的ケアの実施率	34.3%	35.8%

改善・注力一口コメント

施 策 名	
改善・注力一口コメント	
113 食の安全・安心の確保	主担当部局 健康福祉部
<p>生食用食肉の規格基準を徹底するため条例で規定することや、県内流通する食品の放射性物質検査の強化、家畜の飼養衛生管理基準の遵守を徹底するなど、食品および畜産物の安全・安心の確保に取り組みます。また、「三重県食品の自主衛生管理認定制度」を活用して食品事業者自主衛生管理の取組をさらに推進します。</p>	
114 感染症の予防と体制の整備	主担当部局 健康福祉部
<p>感染症の発生状況を早期に把握できる感染症情報システムの普及を推進し、県内全ての保育所、学校等がこのシステムを活用できるようにします。 また、感染症に関する適切な情報発信やそれぞれの現場で迅速かつ的確に感染症対策に対応できる人材育成に取り組み、感染症の予防対策を進めます。</p>	
121 医師確保と医療体制の整備	主担当部局 健康福祉部医療対策局
<p>県民の皆さんが地域医療に対する理解を深め、適正な医療機関の受診など一人ひとりができることに取り組み、新たに啓発キャンペーンを行うなど、自ら地域の医療を守る行動等を促進する取組を進めます。 また、若手医師の確保・定着に向けて、三重県地域医療支援センター事業における医師のキャリア形成支援と医師不足病院の医師確保支援を一体的に行う仕組みづくり、指導医の育成支援や女性医師が子育て等により離職しない、あるいは復帰しやすい環境づくりへの支援等の取組を進めます。</p>	
122 がん対策の推進	主担当部局 健康福祉部医療対策局
<p>予防・早期発見から治療・予後までのそれぞれの段階に応じた総合的ながん対策を推進するため、国のがん対策推進基本計画の見直しやこれまでのがん対策の評価を踏まえ、新たな三重県がん対策戦略プランを策定します。 また、がん検診受診率向上のため、市町の先進的な取組などを支援するとともに、肝臓がん予防のための検診の受診促進等を行うコーディネーターを養成します。</p>	
123 こころと身体の健康対策の推進	主担当部局 健康福祉部医療対策局
<p>ライフステージに応じた効果的な健康対策を進めるため、「健康寿命の延伸」と「健康感の向上に伴う幸福実感の向上」を目標にした、新たな件構造市hン計画の策定を行い、運動・食事・禁煙・口腔ケアなど、県民の生活習慣の改善を促進します。 また、増加傾向にあるうつ・自殺に対する対策として、自殺対策情報センターを核にメンタルパートナーなどの人材の育成や、関係機関・団体による自殺対策ネットワークの構築などを推進します。</p>	
134 薬物乱用防止等と医薬品の安全確保	主担当部局 健康福祉部
<p>民間団体、学校、市町等と連携して、地域が一体となった薬物乱用防止活動をさらに進めることで、県民一人ひとりの薬物乱用を許さない意識の醸成を図ります。さらに協力団体を拡大するなどして、薬物乱用の恐ろしさについて広く情報提供していくとともに麻薬等を取り扱う施設の監視指導や再乱用防止活動に取り組みます。 また、三重県動物愛護管理センターのあり方を検討するなど動物愛護管理事業を推進します。</p>	
141 介護基盤整備などの高齢者福祉の充実	主担当部局 健康福祉部
<p>特別養護老人ホームの入所待機者は依然として多数となっていることから、介護度が重度で在宅生活をしている入所待機者の解消を目標とし、市町と連携して、特別養護老人ホームをはじめとする介護施設の整備等を進めます。あわせて、市町や関係機関と連携して、在宅サービスの拡充、認知症対策、介護予防などに取り組みます。 また、高齢者が行う地域貢献活動等を支援することにより、高齢者が地域社会における支え合いの担い手として活躍できるよう取り組みます。</p>	

施 策 名	
改善・注力コメント	
142 障がい者の自立と共生	主担当部局 健康福祉部
<p>障がい者が地域で自立して暮らすことができるよう、住まいの場や日中活動の場の整備を支援するとともに、就労の支援、相談支援体制の充実・強化に取り組みます。とりわけ、地域生活を送るうえで欠かすことのできない生計費の確保ができるよう、一般就労の定着を図る就労安心事業の実施や工賃アップに向けた共同受注窓口の運営に加え、社会的事業所の設置支援などに取り組みます。</p> <p>また、共生社会の実現に向けて、障がい者が社会のさまざまな活動に参加、参画できるよう、スポーツの参加意欲の向上と機会の充実や芸術文化活動への参加機会の充実などの環境整備を進めます。</p>	
143 支え合いの福祉社会づくり	主担当部局 健康福祉部
<p>高齢者や障がい者等が地域で自立した生活が続けられるよう、市町や住民組織、NPO等が取り組む日常的な支え合い体制づくりを支援するとともに、日常生活自立支援事業の効果的な実施や成年後見制度の利用促進についての検討を進めます。あわせて福祉・介護人材の確保・育成を進めるため、県福祉人材センター等と連携し、新たな人材の確保や、求人求職者のマッチング支援などに取り組みます。</p> <p>また、市町をはじめとするさまざまな主体と連携して、「三重おもいやり駐車場利用証認証制度(仮称)」の円滑な導入と定着を図ります。</p>	
231 子どもの育ちを支える家庭・地域づくり	主担当部局 健康福祉部子ども・家庭局
<p>「三重県子ども条例」を普及・啓発するとともに、条例に基づく取組を推進し、子どもの育ちや子育てを支える地域社会の担い手である企業や団体等の取組が自発的、主体的な活動につながっていくよう「みえ次世代育成応援ネットワーク」および「みえの子育ちサポーター」との連携を強化していきます。</p> <p>また、家族の絆を深めるため、企業等に対して「家庭の日」に関する取組について働きかけるとともに、「一行詩コンクール」などの事業を通じて、家族が互いの理解を深め、思いやるきっかけづくりに取り組みます。</p>	
232 子育て支援策の推進	主担当部局 健康福祉部子ども・家庭局
<p>「こども心身発達医療センター(仮称)」の整備について、子どもの発達支援の総合拠点としての機能を担うため、関係機関と連携しながら取り組みます。</p> <p>また、特定不妊治療費の助成対象の拡大や不妊専門相談の普及啓発、子ども医療費の助成対象の拡大を円滑に実施することなどにより、安心して妊娠・出産・子育てのできる体制整備を進めます。</p> <p>さらに、国の子ども・子育て新システムの動向を注視し、保育所整備や放課後児童クラブ等の設置・運営の支援、地域ニーズをふまえたきめ細かいサービスの提供など、市町や関係団体と連携しながら進めます。</p>	
233 児童虐待の防止と社会的養護の推進	主担当部局 健康福祉部子ども・家庭局
<p>児童虐待に係る未然防止の観点から、若年層に対する妊娠・子育て・出産に係る相談・支援体制の充実を図るとともに、児童虐待の通告に対しては、常に危機管理意識を持って、市町や警察等関係機関との連携により、迅速・的確な対応を行い、子どもの命と尊厳を守ります。</p> <p>また、児童養護施設入所児童等を始めとする要保護児童の生活環境の向上を図るとともに、家庭復帰や自立支援に向け、関係者・団体が一丸となって家庭的養護体制の充実に取り組みます。</p>	

平成 27 年度末での到達目標

農水産物の生産や食品の製造・加工から消費に至る一貫した監視指導を行うことにより、安全で安心して食べられる食品が供給されています。また、食に関する危機管理体制の整備が進められています。

平成 23 年度 of 取組概要

- ・ 全庁的な推進体制である「食の安全・安心確保推進会議」および「同幹事会」を開催し、各一部局に及ぶ事業を総合的に推進（11 回）
- ・ 食品による健康危害発生状況等を踏まえて施設を A～C ランクに分類し、頻度を定めて監視指導を実施（A ランク施設 2,930 件、B ランク施設 1,997 件、C ランク施設 11,029 件）
- ・ 生食用食肉取扱施設に県独自の届出制度を導入。当該施設を A ランク施設として重点的に監視指導を実施（485 施設）
- ・ 食品従事者や消費者を対象とした食品衛生講習会等を実施（開催 355 回、受講者 11,480 人）
- ・ 微生物、残留農薬、残留抗生物質などの食品検査の実施。不適合であるものに対する指導実施（検査件数 1,745 件：不適合率 3.8%）
- ・ 放射性物質に汚染された稲わらが給餌された可能性のある牛の肉に対する放射性物質の検査の実施（36 頭）
- ・ 県産牛肉に対する消費者の信頼の回復を目的とした放射性物質全頭検査を実施
- ・ HACCP 手法*を導入した衛生管理プログラムからなる「三重県食品の自主衛生管理認定制度」を推進（新規取組開始 5 施設、取組施設総数 152 施設）
- ・ 食品事業者に対する食品衛生法および JAS 法に基づく食品表示の監視指導の実施（監視指導件数 1,972 件）
- ・ 食品表示ウォッチャー制度による情報収集（食品表示ウォッチャー 69 人委嘱）
- ・ 高病原性鳥インフルエンザ*対策対応マニュアルの大幅な改訂
- ・ 初動防疫に必要な資材の備蓄と防鳥ネットの設置促進
- ・ 家畜伝染病予防法の改正により強化された飼養衛生管理基準の畜産農家に対する周知と遵守を徹底し、家畜伝染病の発生防止を実施
- ・ 農薬、肥料の適正流通・使用について監視・指導を実施（農薬販売者 187 件、農薬使用者 543 件、肥料生産販売者 207 件）

平成 23 年度 of 取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・ 放射性物質による農林水産物等への影響や他県で発生した生肉等を原因とした食中毒事件など、食の安全を脅かす危機的事案に対し、「食の安全・安心確保推進会議」を中心に全庁的な対応を図りました。今後さらに、危機的事案への対応力を強化していくことが必要です。
- ・ 生食用食肉取扱施設について県独自の届出制度を導入しましたが、県外では規格に違反した食肉等を提供した事故発生が報告されていることから、規格基準の遵守を徹底する必要があります。
- ・ 食品検査において、食品衛生法の規格基準や農薬取締法の使用基準等に不適合となったものは適合するよう改善しましたが、引き続き検査を行い、不適合品の発見とその改善を行う必要があります。

- ・ 県産牛肉に対する県民の安心確保を目的として、放射性物質全頭検査を実施しましたが、国の新たな基準値に対応することが必要です。また、他県では新基準値を超える食品の流通も報告されていることから、県内に流通する食品の安全性を確認する必要があります。
- ・ HACCP手法を導入した衛生管理プログラムである「三重県食品の自主衛生管理認定制度」は、飲食店営業も対象としたこともあり、より多くの事業者が参加できるようになりました。今後も、制度を広く事業者に普及し、事業者による自主衛生管理をさらに促進していく必要があります。
- ・ 食品従事者を対象とした衛生講習会を行いました。学校給食の調理従事者では一部にしか実施することができませんでした。学校給食においても衛生教育が効果的に行われるよう関係機関と連携を図り講習会を実施する必要があります。
- ・ 営業施設の立ち入り検査のほか、食品表示ウォッチャーの取組などを通じて収集した情報をもとに食品表示の適正化を進めましたが、消費者からの情報をより多く収集するために関係部局と連携を進める必要があります。
- ・ 高病原性鳥インフルエンザ対策対応マニュアルを一新し、対策本部・動員体制・防疫作業体制を再整備しました。今後、これらが円滑に機能するよう万全を期す必要があります。
- ・ 農薬、肥料の適正流通・使用については、監視指導の実施等により販売業者等の法令遵守意識は向上しており、農産物の流通において、問題となる事案の発生はありませんでした。

平成 24 年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 食の安全を脅かす危機発生時の対応を強化するため、これまで「食の安全・安心確保推進会議」が担ってきた危機発生時の対応を「三重県危機管理計画」に基づく体制に改め、関係部局の連携を図り、迅速かつ的確に行います。
- ・ 新たに生食用食肉の規格基準の遵守を徹底するため、関連する条例を改正し、平成 24 年 10 月の施行に向けて啓発や研修を行います。
- ・ 計画的に食品検査を実施し、不適合があった場合は速やかに適合するよう改善を図ります。また、県内に流通する食品の安全性を確認するため、新たな基準値に対応した放射性物質検査を行います。
- ・ 放射性物質の新基準値に対応した検査体制を整備し、県産牛肉の全頭検査を実施します。
- ・ 「三重県食品の自主衛生管理認定制度」を多くの事業者に広げるために、まずは地域のリーダ的存在となり得る事業者に対して、この制度を理解し積極的に取り組むよう働きかけます。
- ・ 県・市町教育委員会等と連携を図り、衛生講習会の実施などを通じ、学校給食の調理従事者に対する衛生教育が効果的に行われるよう取組を行います。
- ・ 食品表示ウォッチャーの取組に加え、関係部局と連携し、消費者等からの情報収集に努め、これをもとに食品表示の適正化を図ります。
- ・ 高病原性鳥インフルエンザ対策対応マニュアルを随時、より実践的な内容に更新していくとともに、防疫演習、講習会を通じて関係機関との連携強化を図ります。
- ・ 家畜伝染病の発生予防やまん延防止に備えて、強化された飼養衛生管理基準の遵守を畜産農家に対し、周知徹底します。
- ・ 農薬・肥料の適正流通・使用については、引き続き監視指導計画に基づき立入検査等を実施します。また、県民全体での農薬の安全使用意識を向上させるため、安全啓発チラシの配布などにより県民の皆さんへの周知を図ります。

県民指標				
目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値 実績値	27年度 目標値 実績値	目標項目の説明
食品検査における適合率	—	100%	100%	食品検査の対象食品のうち、「食品衛生法」の規格基準および「農薬取締法」の使用基準等に適合している食品と、不適合であったが適合するように改善した食品の割合
	100%	—	—	
目標項目を選んだ理由			平成24年度目標値の設定にあたっての考え方	
食の安全・安心の確保のためには、県内に流通している食品が「食品衛生法」等の基準に適合していることが重要であることから、適合率を目標項目として選定しました。			食の安全・安心の確保のためには、確実に「食品衛生法」等の基準に適合していることが必要であり、毎年度100%達成を維持することを目標値として設定しました。	

施策責任者からのコメント 健康福祉部 次長 永田 克行 電話：059-224-2321

- ・ 生食用食肉の規格基準を徹底するため条例に規定するとともに、食の安全確保のため県内を流通する食品の放射性物質検査を実施します。
- ・ 食品製造業等の関係事業者に「三重県食品の自主衛生管理認定制度」の導入についての普及啓発を強化し、取組事業者の拡大を図り食の安全・安心確保に取り組みます。
- ・ 畜産農家への飼養衛生管理基準の遵守徹底など家畜伝染病の発生予防・まん延防止や、農水産物の生産工程管理および衛生管理を促進することで、安全・安心の確保に取り組みます。

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	123	122			

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
自主衛生管理(HACCP手法)導入取組施設数	152施設	157施設	172施設	食品の製造・加工工程にHACCPの考え方に基づいた自主衛生管理システムを導入した食品製造施設数
対応する基本事業	11301			食品の安全・安心の確保
目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方			
HACCPの考え方に基づいた自主衛生管理システムを導入することが、食品製造業者の食品衛生管理レベルの向上につながり、安全な食品を提供できることから選定しました。	事業者が自主衛生管理システム(HACCP手法)を取り入れて製造・加工する施設の毎年5施設ずつの増加を目標値として設定しました。			

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病のまん延防止率	100%	100%	100%	「家畜伝染病予防法」において発生予防やまん延防止等を図ることとされている家畜伝染病について、県内で発生した場合の初動防疫での沈静化成功率
対応する基本事業	11302		農水産物の安全・安心の確保	
目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方			
防疫措置が的確に実施できているかどうかを測る指標として適当であると考えたことから、選定しました。	家畜伝染病についての防疫措置を的確に実施することをめざして、100%達成を維持することを目標として設定しました。			

【主担当部局：健康福祉部】

平成 27 年度末での到達目標

県民一人ひとりの感染予防に対する意識を高めるとともに、感染症の発生の兆しを早期探知できる新たな感染症情報システムが、全ての医療機関、保育所、学校等で活用されることにより、関係機関や保護者等が、地域の発生状況を監視して、発生時には速やかに感染拡大防止対策がとられています。

平成 23 年度 of 取組概要

- ・ 保育所・学校や医療機関等と連携した発生状況を早期に把握できる感染症情報システムの構築（感染症情報システム登録施設：1,254 施設（86.7%））
- ・ 感染症の流行状況や予防に関する情報提供等を的確に行うことができる感染症情報化コーディネーターの養成（81 人）
- ・ 第一種および第二種感染症指定医療機関の施設整備と運営支援（施設整備 1 施設、運営支援 4 施設）
- ・ 患者への直接服薬指導（DOTS）、定期結核健康診断の経費補助、結核の正しい知識の啓発（定期結核健康診断の経費補助施設数：90 施設）
- ・ 人権を尊重した無料 HIV 抗体検査、相談、啓発等の実施（検査件数 796 件、相談件数 617 件）
- ・ 市町が定期予防接種等を円滑に実施できるよう支援する三重県予防接種センターの設置・運営（予防接種センター接種人数 867 人、相談件数 679 件）
- ・ 市町が「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業」に基づき実施する予防接種事業への支援（29 市町）

平成 23 年度 of 取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・ 保育所・学校や医療機関等と連携して、発生状況を早期に把握できる感染症情報システムを構築し、感染症の発生を早期に把握することができるようになりましたが、全ての保育所・学校は本システムに参加しておらず、100%参加に向け取り組んでいく必要があります。
- ・ 平成 23 年度の感染症情報化コーディネーター養成は、20 人程度を目標としていましたが、学校等関係者の感染症対策への関心が非常に高く、81 人を養成することができました。当初対象としていた医療機関と県市町関係者に学校等関係者も加え、さらに多くの感染症情報化コーディネーターを養成していくことが可能となりました。
- ・ 感染症指定医療機関の施設整備では、これまで未設置（本県設置基準 2 床）であった第 1 種感染症病床を 2 床整備することができましたが、今後、新型インフルエンザ等の発生に備えた体制づくりが必要です。
- ・ 県内の結核新登録患者数は毎年減少傾向にあるものの依然として多く（平成 23 年 281 名）、定期健康診断の徹底等により早期発見・早期治療に努めていく必要があります。
- ・ エイズ患者（感染者）の発生は毎年 10 人前後で推移していますが、HIV 抗体検査件数は、平成 22 年度から約 200 件減少していることから、県民の皆さんに検査の必要性をさらに啓発して、早期発見に努めていく必要があります。
- ・ 予防接種事業の円滑な運用を図ることはできましたが、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチンおよび小児用肺炎球菌ワクチンの接種については、国が進めている予防接種法改正（定期接種化）

の動向を注視して対応していく必要があります。

平成 24 年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 感染症情報システムに、県内全ての保育所、学校等が参加するよう県・市町教育委員会等と連携して取り組みます。
- ・ 医療機関、県市町関係者および学校等関係者を対象に、より多くの感染症情報化コーディネーターの養成に取り組みます。
- ・ 新型インフルエンザ等の対策については、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の施行に伴う国の動きを注視し、県行動計画の策定などの発生に備えた準備を進めていきます。
- ・ 結核対策については、早期発見・早期治療に繋がるよう健康診断の実施や治療費助成を進めるなど、適切な対応をとります。
- ・ 早期発見が感染拡大防止に効果的であるエイズ（AIDS）等について、感染予防の啓発に注力するとともに、人権に配慮した相談・無料検査を実施します。
- ・ 予防接種については、三重県予防接種センター事業の実施、市町支援等適切な運用を図ります。また、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチンおよび小児用肺炎球菌ワクチンについては、事業が継続できるよう、国に対して早期の定期接種化を提言するとともに、市町・医療機関と連携して接種率の向上に努めます。

県民指標				
目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値 実績値	27年度 目標値 実績値	目標項目の説明
感染症の集団発生事例数	—	0件	0件	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく一、二、三類感染症の県内における集団発生の事例数
	0件	—	—	
目標項目を選んだ理由			平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方	
感染症法に規定する一、二、三類の感染症の発生および拡大を防止することが県民の皆さんの健康を守り、安心につながると考えることから、目標項目を選定しました。			一、二、三類の感染症の集団発生は1件もないようにすべきであり、0件を目標値として設定しました。	

施策責任者からのコメント 健康福祉部 次長 永田 克行 電話：059-224-2321

- ・ 全ての保育所や学校が一体となって、感染症情報システムを活用し、医療機関や市町とも連携して感染予防に取り組むよう、システムの有効性の普及啓発に努めます。これにより、地域の感染予防対策の推進を図るとともに、それぞれの現場で迅速かつ的確に感染症対策に対応できる人材育成に取り組みます。

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	2,677	347			

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
感染症情報システムを活用している施設の割合	86.7%	100%	100%	全ての保育所、幼稚園、小中学校、高等学校および各種専修学校のうち、感染症情報システムを活用している施設の割合
対応する基本事業		11401		感染症予防普及啓発の推進
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
<p>感染症の集団発生を未然に防止するために、集団感染が起こりやすい保育所、幼稚園、小中学校、高等学校および各種専修学校を対象に、感染症情報システムを導入して、感染症の流行状況を早期に察知します。このシステムを活用し、感染の拡大を防止することが重要であることから、目標項目を選定しました。</p>		<p>感染症情報システムは県内保育所、幼稚園、小中学校、高等学校および各種専修学校を対象として、欠席者情報を把握し、感染予防に役立てるものであるため、早期に全ての施設に参加していただく必要があることから、平成24年度目標値から100%を設定しました。</p>		

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
感染症情報化コーディネーター数(累計)	81人	130人	280 (100) 人	県が育成した感染症情報化コーディネーター数
対応する基本事業		11402		感染症危機管理体制の整備
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
<p>より積極的な感染症予防対策や啓発が求められている現状をふまえ、感染症に精通した人材を養成することが重要であると考えことから、目標項目として選定しました。</p>		<p>当初養成対象を医療機関と県市町関係者として平成27年度目標値を100人としていましたが、学校等関係者の感染症対策への関心が高く、平成23年度は81人養成することができたことから、医療機関および行政機関で5年間に180人、保育所や学校等連携機関を対象に5年間で100人養成し、計280人を新たな目標値としました。このため、平成24年度は50名の養成をめざし、目標値を130人としました。</p>		

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
HIV抗体検査件数	796件	1,025件	1,100件	保健所においてHIV(エイズ(AIDS)の原因となるウイルス)抗体検査を行った件数
対応する基本事業		11403		感染症対策のための相談・検査の推進
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
<p>HIVは血液を介して感染しますが、自覚症状がないまま広くまん延することが危惧されており、感染を防止するには自身が感染しているかどうか認識することが重要であり、検診受診者の増加がまん延防止につながると考えることから、目標項目として選定しました。</p>		<p>これまでの実績をふまえて、保健所実施のHIV抗体検査の年間実施件数を平成23年度見込1,000件から4年間で10%増やすことをめざし、平成24年度は2.5%増の1,025件を目標値として設定しました。</p>		

【担当当局：健康福祉部医療対策局】

平成 27 年度末での到達目標

減少傾向にある救急医療等を担う若手医師の確保に向けた仕組みを構築することなどにより、医師の不足・偏在解消に向けた取組や、看護職員の確保に向けた取組が進むなど、救急医療やへき地医療等を含む地域医療体制の整備が進んでいます。

平成 23 年度 of 取組概要

- 適切な受診行動の促進について啓発を行うための講演会の開催。医療の質の向上等のために医療安全に関する講演会等を開催
- 国補正予算に基づき、地域医療再生臨時特例交付金が交付されることとなったことから、三次医療圏（県全体）を対象とし、急性期から回復期、在宅までの切れ目のない医療提供体制を構築することをめざし、平成 23 年 11 月に地域医療再生計画*を策定
- 医師無料職業紹介事業や医学生を対象とした医師修学資金の貸与、三重県地域医療研修センター等における地域医療教育の充実、研修病院の魅力向上支援等の実施
 （医師無料職業紹介実績：問い合わせ 25 件、成約 9 件（常勤 4、非常勤 5）、医師修学資金新規貸与者 62 名、研修病院魅力向上支援：8 病院・1 団体 11 事業）
- 三重県地域医療支援センターの設置に向けた準備
- 各医療機関等における卒後研修体制の構築支援や修学資金貸付等、看護職員の県内定着策の実施（新人看護職員研修事業補助：40 病院、新人研修体制構築アドバイザー派遣：4 病院、看護師等就学資金新規貸与者 62 名）
- 二次救急医療機関の当直医師の確保支援と救急勤務医手当の支給助成の実施
- 救急医療情報システムの更新（平成 23 年 10 月）
- 県内全域をカバーする本県独自のドクターヘリを平成 24 年 2 月に運航開始（ドクターヘリ搬送件数：19 件）
- 三重県における「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」（以下、「傷病者搬送等実施基準」という。）の運用開始
- 三重医療安全支援センターにおける医療に関する患者や家族等からの相談や苦情に対する助言等の実施
- 県立こころの医療センターおよび県立一志病院における医療ニーズに対応した円滑な病院運営の実施
- 三重県立総合医療センターおよび県立志摩病院における「当面の運営方針（平成 23 年度）」に基づいた病院運営の実施
- 平成 24 年 4 月からの三重県立総合医療センターの地方独立行政法人化や県立志摩病院への指定管理者制度導入に向けた住民や職員等関係者への説明会等さまざまな準備業務の実施
- 国民健康保険の広域化に向けた環境整備として、市町と保険財政共同安定化事業の拡充に係る協議

平成 23 年度 of 取組の検証（得られた成果、残された課題）

- 「かかりつけ医」を持たないこと等から、いわゆるコンビニ受診や安易に救急車を利用することが多く、今後は、これらの抑制に向けて、県民一人ひとりの地域医療に対する理解と適切な受診行動をさらに促進する必要があります。
- 地域医療再生計画に基づき、総合医の育成拠点整備や桑名地域の病院の再編統合などを支援しました。地域医療体制の整備を進めるため、計画を着実に進める必要があります。
- 依然として、医師の不足や偏在が解消されないことから、今後、医師無料職業紹介事業等の取組における、より効果的な情報発信や、若手医師の確保・定着に向けた取組等を行っていく必要があります。
- 医師修学資金貸与者の累計が 285 名（返還者を除く）となり、県内で勤務する医師の段階的な増加が見

込まれることから、今後、県内医療機関をローテーションしながらキャリアを積み重ね、県内医療機関に定着する取組が必要です。

- ・ 新人看護職員の卒後研修は一定規模以上の病院での取組は進みましたが、未実施の医療機関での取組が必要です。また、引き続き、修学資金貸与者の県内定着について取り組んでいく必要があります。
- ・ ドクターヘリについては、約35分以内に医師の初期治療を受けることができるようになったことから、重症患者の救命や快復に効果が出ましたが、より効果的な運用に向けて、その運航状況を検証・評価する必要があります。
- ・ 運用を開始した傷病者搬送等実施基準については、より良い基準に見直していくため、検証を行う必要があります。
- ・ 救急医療情報システムに参加する時間外診療可能医療機関は568機関となりましたが、県民の皆さんが休日・夜間等でも安心して受診できるよう、さらに参加医療機関を増やす必要があります。
- ・ 平成23年度の医療安全支援センターにおける受診相談等の件数は平成22年度より増えており、今後も相談等に対し適切に対応する必要があります。また、医療安全に関する講演会等に平成23年度は多数の医療従事者の参加があり、引き続き医療の質の向上のための対策を実施していく必要があります。
- ・ 県立病院は良質で満足度の高い医療の提供をめざして取組を進めてきましたが、医師の不足等に伴って、志摩病院における内科診療体制の縮小、産科および小児科の常勤医師不在など、一部の病院において本来の機能を十分に発揮できない状況が生じています。
- ・ 国民健康保険の財政運営を安定させるには、保険財政共同安定化事業の拡充、収納率の向上、医療費の適正化など、整理すべき課題があるため、引き続き市町と協議していく必要があります。

平成24年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 県民の皆さんが地域医療に対する理解を深め、適切な医療機関の受診など一人ひとりができることに取り組めるよう、企業、医療機関、大学、関係団体などに働きかけ、新たに啓発キャンペーン等を行います。また、患者と医療関係者とのより良い信頼関係を築くため、相談窓口事業や医療安全研修等を実施します。
- ・ 地域医療再生計画に記載された事業を着実に進めることができるよう、引き続き、各事業主体と連携して取り組んでいきます。
- ・ 若手医師の確保・定着に向けた仕組みづくりの取組に注力することとし、三重県地域医療支援センターを設置し、医師のキャリア形成支援モデルの検討などの取組を進めます。また、モデル的に県内の研修病院等が実施する、指導医育成や指導体制充実の取組、女性医師が子育てなどにより離職しない、あるいは復帰しやすい環境づくりの取組を支援します。
- ・ 看護師養成所の卒業生の県内就業と新人看護職員の定着促進を図るため、医療機関等における就業調査を実施し、小規模病院等への研修参加等の働きかけを行うなど、よりきめ細かに研修体制の構築を支援します。三重労働局や三重県看護協会と連携し、「働きやすい職場環境づくり」をめざし、就労環境相談や医療機関へのアドバイザー派遣などの取組を進めます。
- ・ ドクターヘリについては、運航状況の検証・評価をふまえ、より効果的な運航に努めます。
- ・ 傷病者搬送等実施基準については、検証結果をふまえ、必要に応じてその見直しを行います。
- ・ 救急医療情報システムに参加する時間外診療可能医療機関の増加については、医師会等の関係団体と連携して取り組んでいきます。
- ・ 県立病院の中期経営計画に基づく年度計画に従って、医師・看護師の確保、こころの医療センターにおける外来棟増築工事、一志病院における総合医（家庭医）育成拠点の整備など、重点的な課題に積極的に取り組むとともに、志摩病院の指定管理者に対し、基本協定等に基づいて、適切な指導監督を行います。
- ・ 市町国民健康保険の財政運営を安定化させるため、保険財政共同安定化事業を拡充するとともに、市町に対して、法に基づく県調整交付金などの財政支援や助言、指導、広域化に向けた環境整備のための協議を進めます。

県民指標				
目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値 実績値	27年度 目標値 実績値	目標項目の説明
人口10万人あたりの病院勤務医師数	—	120.0人 (23年度)	124.0人 (26年度)	人口10万人あたりの県内病院に勤務する常勤医師数(厚生労働省「病院報告」)
	118.6人 (22年度)	—	—	
目標項目を選んだ理由			平成24年度目標値の設定にあたっての考え方	
<p>県内の救急医療をはじめとする地域医療体制の維持が厳しくなっている主要因が病院勤務医師の不足・偏在であることから、病院勤務医師の充足状況が地域医療体制の充実状況をより直接的に、また、地域住民の医療に関する安心感を間接的にあらわしていると考えことから、目標項目として選定しました。</p>			<p>平成22年度に国が行った必要医師数実態調査結果で報告された、県内病院における必要求人医師数312人を最終的な目標としますが、当面は、この4年間で100人の増、毎年度25人ずつの増をめざします。これを全国比較や県内保健医療圏ごとの比較が可能となる10万人あたりの医師数に換算し、4年間で5.4人増の124人、平成24年度には1.4人増となる120人を目標値として設定しました。</p>	

施策責任者からのコメント 健康福祉部 次長 森岡 久尚 電話：059-224-2326

- ・ 県民の皆さん自らが地域医療を守る行動等を促進する取組を積極的に支援します。
- ・ 県内の救急医療等を中心的に担う若手医師の確保・定着に向けて、三重県地域医療支援センターを中心に、県内医療機関や市町、三重大学等と連携を一層強化し、医師のキャリア形成支援と医師不足病院の医師確保支援を一体的に行う仕組みの構築などに注力します。

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	53,524	45,398			

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
県内の病院で後期臨床研修を受ける医師数	167人	180人	217人	県内の臨床研修病院等で後期臨床研修を受けている医師数

対応する基本事業

12101

医療分野の人材確保

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
<p>医師不足・偏在解消に向けて、県内の医師の確保・定着を図り、救急医療をはじめとする地域医療体制を整備していくためには、より多くの若手医師の確保が必要であり、後期研修を県内の病院で受けた医師がそのまま県内で定着するケースが多いことから、目標項目として選定しました。</p>	<p>本施策の県民指標として掲げる100人の医師増に向け、初期臨床研修医の定員(平成22年度:131名)にかかるマッチング率の向上と研修修了後の県内医療機関への定着を図ることにより、県内で後期研修医として勤務する医師を4年間で50人引き上げることを目標に、毎年度12~13人ずつ増加させることとし、平成24年度は180人と設定しました。</p>

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
県内看護師養成施設卒業者の県内就業者数	574人	644人	665人	県内看護師養成施設卒業者のうち、県内の医療機関等に就業した看護師数
対応する基本事業		12101		医療分野の人材確保
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
看護職員は医師とともに医療体制を支える重要な職種であり、県内で不足する看護職員を確保するためには、県内の看護師養成施設卒業生の県内医療機関等への就業を促進することが重要であることから、目標項目を選定しました。		第7次看護職員需給見通しにおける平成27年3月の新卒者による必要看護師数は665人であり、平成19年度から平成22年度の4年間の平均値637人との差である28人を計画期間内に解消することをめざし、4年間で7人ずつ増加させることとし、目標値を設定しました。		

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
救急医療情報システムに参加する時間外診療可能医療機関数	568機関	593機関	668 (585) 機関	県の救急医療情報システムに参加し、時間外診療を行っている医療機関数
対応する基本事業		12102		救急・へき地等の医療の確保
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
救急医療体制の整備にあたって、病院や診療所が救急医療情報システムに参加し、時間外に診療を行う医療機関数を増やすことが重要であることから、目標項目を選定しました。		関係団体等と連携して、夜間や休日などの時間外に診療可能な医療機関を毎年度25機関ずつ増やしていくことをめざして、平成23年度の現状値に25機関を加え、目標値を設定しました。		

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
医療相談件数	755件	761件	778 (741) 件	三重県医療安全支援センターにおける相談件数
対応する基本事業		12103		医療の質の向上
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
患者等からの医療に関する相談や苦情に適切に対応し、必要に応じ医療機関等に対しても助言等を行うことが医療の質を向上させることにつながると考えることから、目標項目を選定しました。		過去5年間の平均相談件数および平均伸び率から算出した、平成27年度の目標値778件から平成23年度の実績値755件を差し引いた23件を4年間で6件ずつ増加させることとし、761件とします。		

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
県立病院患者満足度	73.9%	80.0%	80.0%	県立病院の患者を対象に実施するアンケートにおいて「自分の親しい友人や家族が病気になったとき、この病院を推薦する」と回答する患者の割合
対応する基本事業		12104	県立病院による良質で満足度の高い医療サービスの提供	
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
県立病院を利用する県民の皆さんに必要とされる良質な医療サービスが継続的に提供されているかどうか判断する指標としてふさわしいと考えることから、目標項目として選定しました。		過去の実績等をふまえ、少しでも高い患者満足度をめざすために、平成27年度目標値と同等の目標値を設定しました。		

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
市町が運営する国民健康保険の財政健全化率	24.1% (22年度)	37.9% (23年度)	69.0% (26年度)	市町が運営する国民健康保険のうち、一般会計からの赤字補てんがない市町の割合
対応する基本事業		12105	適正な医療保険制度の確保	
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
国民健康保険をはじめとした医療保険の運営には、赤字とならない健全かつ安定した保険財政の確保が重要であることから、目標項目を選定しました。		市町が運営する国民健康保険の財政運営が厳しい状況にあることから、将来の県単位の広域化に向けた環境を整備するため、保険財政を健全化し、赤字補てんのない市町を増加させる必要があることから目標値として設定しました。そこで平成26年度には29市町中20市町が健全な財政となるよう、平成22年度の7市町から段階的に毎年度3市町程度の財政を健全化させるという観点から、目標値を設定しました。		

